

契 約 書 (案)

発注者 長野県立美術館 館長 笠原美智子（以下「発注者」という。）と受注者 ○○
○（以下「受注者」という。）は、次の条項により、令和8年度本館コレクションおよび東
山魁夷館コレクション 展示・撤収請負業務に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（業務）

第2条 業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 令和8年度本館コレクションおよび東山魁夷館コレクション 展示・撤
収請負業務
- (2) 業務の内容 令和8年度実施の本館および東山魁夷館における展示替え作業
- (3) 仕様書 別添のとおり

（履行期間）

第3条 請負業務の履行期間は、令和8年5月13日から令和9年2月18日とする。

（請負代金）

第4条 請負代金は、○○○円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○円）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、○○○円とし、その納付は免除する。

- 2 受注者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金
として発注者に納付しなければならない。

（業務の処理方法等）

第6条 受注者は、別添の仕様書に基づき業務を実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受け業務を実施
しなければならない。
- 3 受注者は、業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を発注者に
届出なければならない。
- 4 受注者は、発注者から請求があったときは、業務の進捗状況について発注者に報告しな
なければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受注者は、業務完了後10日以内に完了届を発注者に提出しなければならない。

（請負代金の支払）

第8条 発注者は、前条の規定により完了届を受けた後、受注者から適法な支払請求書を受
領したときは、その日から30日以内に請負代金を支払うものとする。

- 2 発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしない
ときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合におい

て、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第9条 展示替え作業による美術品等の亡失又はき損による損害が、故意または重大な過失による場合は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(下請負の禁止)

第11条 受注者は、業務を第三者に請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、発注者と受注者が協議の上、請負代金、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第13条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(下請負契約に関する契約解除)

第13条の3 発注者は、この契約の受任者(下請負契約以降の全ての受任者を含む。)が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受注者に対して下請負契約の解除を求めることができる。

2 発注者は、受注者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。
(債務不履行の損害賠償)

第14条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は第7条に規定する期限までに完了届を提出しないときは、当該期限の翌日から業務を完了した日又は完了届を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年3.0%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに請負代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、請負代金に対し年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、第10条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、第13条から第13条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

5 発注者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受注者は、第1項又は第4項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第15条 受注者は、第13条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第16条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第17条 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(目的外使用の禁止)

第18条 受注者は、この契約の履行に必要な本件業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、発注者が認めた場合を除き、契約の履行に伴って知り得た情報を、第三者に提供してはならない。

(事故等の報告)

第19条 受注者は、本件業務の遂行に支障が生じる恐れのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を発注者に報告し、すみやかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出する。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者 住 所

長野県長野市箱清水1-4-4

職・氏名

長野県立美術館

館長 笠原 美智子 印

受注者 住 所

〇〇〇〇

法 人 名

〇〇〇〇

代表者職・氏名

〇〇〇〇長

〇〇〇〇 印